備考１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　本表における用語の定義は、運営規則に定めるものに従うものとする。
３　本表に記載した全ての国内クレジットについて、償却の事実を示す書類及び償却した国内クレジットに係る排出削減実績報告書を添付すること。
４　保有口座番号の欄には、国内クレジット認証委員会から運営規則に基づき付与された一意の口座番号を記入すること。
５　国内クレジット償却量とは、国内クレジットを償却した量をいう。
６　償却とは、運営規則に基づき国内クレジットを保有口座から償却口座に移転することをいう。
７　国内クレジット償却量の合計の欄には、国内クレジット償却量のうち共同省エネルギー量の合計量を記載すること。なお、その単位は原油換算キロリットルとする。
８　国内クレジット償却量の欄には、国内クレジット償却量のうち共同省エネルギー量を記載すること。なお、その単位は原油換算キロリットルとする。
９　国内クレジット識別番号の欄には、運営規則に基づく償却した国内クレジットに対する識別番号を記載すること。
10　排出削減方法論の欄には、運営規則に基づく方法論番号を記載すること（適用されている方法論番号が複数ある場合は、すべて記載すること）。

○経済産業省告示第十八号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十七号）の施行に伴い、及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十四条第二項の規定に基づき、特定事業者のうち、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第四条第一項第二号から第五号までに掲げる業種に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針を次のとおり定めたので、同法第十四条第三項の規定に基づき公表し、平成二十二年四月一日から適用する。

なお、第一種特定事業者のうち鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針（平成十一年通商産業省告示第百八号）は、平成二十二年三月三十一日限り廃止する。

平成二十二年三月三十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆

特定事業者のうち鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針

特定事業者のうち鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に分類される業種に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成に当たっては、以下の事項を検討することにより、その適確な作成に資するものである。

１　鉱業

鉱業については、鉱業のうち非鉄金属鉱業、石炭鉱業及び石灰石鉱業における次の表の左欄に掲げる工程及びその他の主要エネルギー消費設備に関し、右欄に掲げる設備・システム・技術（以下「設備等」という）等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

⑴　非鉄金属鉱業

工　　程	設備区分	具　体　的　内　容
採鉱工程	電気使用設備	１．油圧式削孔機 ２．坑内冷却用ファンのインバーター制御化
	その他	積込、運搬、充填用大型専用車による物流の集約化
選鉱工程	電気使用設備	大型選鉱機による集約化
坑廃水処理工程	電気使用設備	坑内排水量の低減 ①新しい坑内充填方法の導入 ②湧水箇所の止水工事
その他の主要エネルギー消費設備	電気使用設備	１．受電端の力率向上 ①進相コンデンサ ②自動力率改善装置 ２．高効率モータ（駆動用モータ） ３．コンプレッサーシステム ①インバーター制御のコンプレッサー ②小型化・分散化 ４．堆積場法尻水の返送用ポンプのインバーター制御化 ５．高効率変圧器（変電設備） ６．高効率照明器具

⑵　石炭鉱業

工　　程	設備区分	具　体　的　内　容
採鉱工程	電気使用設備	高効率切削機械
	その他	掘削、積込、運搬用車両系機械の大型化等による高効率化
運搬工程	電気使用設備	１．ベルトコンベアのインバーター制御化 ２．大型巻上機のインバーター又はサイクロコンバーター制御化
通気工程	電気使用設備	１．坑内通気用大型扇風機のインバーター制御化 ２．坑内通気用小型扇風機の極数変換制御又はインバーター制御化 ３．ガス吸引用ブロワーのＶＶＶＦ化
	空気調和設備	坑内冷房用の冷水製造に吸収式冷凍機
排水工程	電気使用設備	坑内揚水用ポンプのフロートスイッチによる自動運転化
圧気工程	電気使用設備	坑内機器動力用コンプレッサーのインバーター制御化
選炭工程	電気使用設備	空気動ジグ水選機のインバーター制御化
発電及び送配電工程	燃焼設備	１．高効率低NO_xバーナー ２．流動層燃焼設備